

【54用 語】

【地租…ちそ】土地を対象に賦課された租税

【公儲金…こうちよきん】災害などの備荒用に蓄えておく金

【折節…おりふし】ちようどその時、その場合、ときどき、折りにふれ

【民心…みんしん】人民の心、民情

【彼是…かれこれ】とにかく、たれかれ、あれやこれや

【追々…おいおい】だんだんと、そのつど、たびたび、次第に、順々に

【当今…とうこん】いま、現在、目下

【精々…せいぜい】よくよく、くわしく、できるだけ、つとめて

【前断…ぜんだん】前のひと区切り、前に述べたこと

【詮議…せんぎ】罪人の取り調べ、吟味

【歎願…たんがん】実情を説明して要望の実現を願うこと

【54解 説】

本文書は明治十四年（一八八一）九月、西群馬郡高崎駅四十二町の戸長二名が楫取県令に宛てた、本年度第二期租税上納分を九月末日まで猶予してもらいたいという嘆願書である。その理由について、文書中では高崎住民の総代が県庁に出向き、市民もこの件で動揺しているため納税手続きに影響が出ていると記している。要望は認められなかったが、この遅延の背景には前橋への県庁移転問題のこじれがある。

明治四年十月二十八日第一次群馬県が誕生し、県庁は当初旧高崎城内に置かれたが、翌五年五月に早くも旧前橋城への移転問題が生じている。その後、熊谷県時代を経て、明治九年八月に第二次群馬県が成立すると、高崎の安国寺が県庁の仮本庁となったが、再び前橋への移転問題が浮上し、同十四年二月十六日の太政官布告によって県庁の位置が前橋に決定されることになった。これに抗議して高崎住民は同年七月二十二日、楫取県令への面会を求めたが病気を理由に拒絶された。このため八月十日、高崎の住民千余人が大挙して前橋に押しかけ、繰り返し抗議活動を展開した。その後、高崎住民は裁判に訴えたが、明治十五年三月、東京控訴裁判所の判決で敗訴が決定し、県庁は前橋に確定されたのである。